近畿養護教諭研究協議会滋賀県大会積立金に関する管理運用規約

（趣旨）

第１条　この規約は、滋賀県養護教諭研究会（以下「本会」という。）が運営する近畿養護教諭研究協議会滋賀県大会の開催に要する費用の財源に充てるため、事業支援積立金（以下「積立金」という。）を設置し、その管理、運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（積立て）

第２条　積立金の額は、会員１人当たり年額500円で積算した額とする。

２　前項に規定する額を変更しようとするときは、本会の総会（以下「総会」という。）の承認を得なければならない。

（管理）

第３条　積立金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　積立金の運用から生ずる収益は、これを予算に計上して、積立金に編入するものとする。

（処分）

第５条　積立金は、第１条に規定する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

２　前項の規定による処分は、これを予算に計上して、総会の承認を得なければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、感染症等の流行等により、積立金に残額が生じた場合は、第１項に規定する場合以外の用途に充てるために処分できるものとし、その処分については、総会の承認を得なければならない。

（積立金の状況の報告）

第６条　毎年度、積立金の年度末の現在高を総会に報告しなければならない。

（その他）

第７条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、本会の会長が総会に諮って定めるものとする。

付　則

この規約は、令和５年11月24日から施行するものとする。